

# 委員会 通信

## 第17回

# 議会運営委員会

議会運営委員会は、菅澤正夫委員長を始め、椎名義光副委員長、越川幸昭委員、鎌形榮一委員、秋山行三委員、所一重委員の6名で構成されています。毎回柳下清議長も委員会に出席しています。(平成21年4月現在)

今回は継続審査中の多古町政治倫理条例(案)についてお知らせします。

## 全会一致まで、

## 審議を尽くす

議会運営委員会の役割りは、議会の運営や会議規則、委員会に関する条例等に関すること、議長の諮問に関する事項について調査、審議する議会の要ともいえるところです。

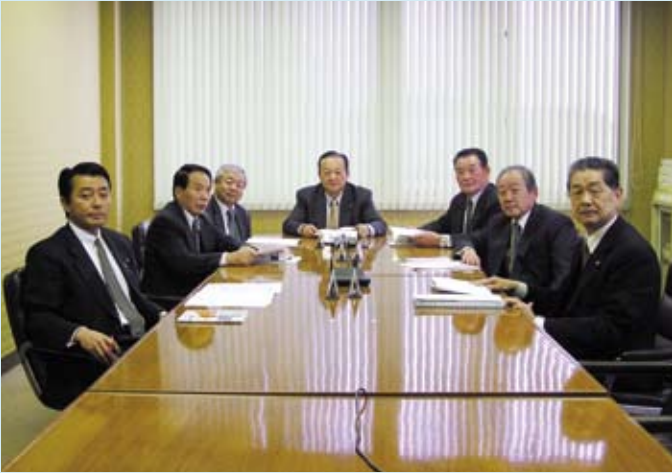
多古町では、現在のように条例で定めた委員会になる前は、議会運営協議会がありました。その中心となった役割りは、議会の少数意見を無視しないことや、請願・陳情の尊重にあつたと思います。そのため、時には意見の対立することがありましたが、多数決で進めることなく、全会一致になるまで審議を尽くす運営が行われていました。これは現在の議会運営委員会にも、良い慣例として受け継がれています。

## 多古町政治倫理条例(案)を継続審査

昨年、議員発議により議会に提出された、多古町政治倫理条例(案)は、議会運営委員会に付託され、継続して審議

されています。

県内の制定状況の調査を行なった結果、少数の自治体で制定され、町村ではまだ制定したところは無いことが解りました。また、提案された条例については、町の顧問弁護士にも検討をお願いし、その意見も踏まえ、法的に整合性があるかどうかの検証をしています。そして、条例制定の目的である、政治の不正・腐敗の発生を予防するためにふさわしいものか、今後審議をしていきます。



審議をする議会運営委員会の皆さん

多古町議会には、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会あわせて8つの委員会があります。このコーナーでは各委員会の活動の様子をお伝えしています。

## 編集 後記

「住民と自治」  
(自治体問題研究所発行) 三月号に、赤倉昭男さん

の「市民が求める理想の議会と議員とは」が掲載されていました。9年程前から議会を傍聴し『ザ・ギャラリー(傍聴)』を発行。改選前には議員の公約実現に向けた努力や、調査説得力、居眠り・離席・やじ・私語など議場での態度、議会改革の姿勢などの評価を入れた「通信簿」を編集しています。◆議員については―特権意識を持たず、職員や住民に威張らないこと：から始まり、自治体の税制・財政・地域経営などの基礎知識に習熟していること。政策立案能力、言論の府にふさわしい説明、討論・弁論の技術があること。社会正義・人権を意識した言動をすること：などなど。読んでいて身の縮む思いでした。◆今回の議会は、私にとって十四回目の予算議会。何と、学習が足りず：調査も乏しかったことか：反省ばかりです。◆さあ!!六月議会が始まります。初心忘るべからず―気をひきしめて臨まなければ―。是非、傍聴においで下さい。

議会広報特別委員会

副委員長 石渡悦子